

南相馬市条例第 号

南相馬市就業等人材確保住宅条例（素案）

（設置）

第1条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、市内の事業所に就業する人材の確保を支援するため、市内の事業所が雇用する者等を居住させるために利用することができる集合住宅（以下「就業等人材確保住宅」という。）を設置する。

（名称等）

第2条 就業等人材確保住宅の名称、位置、住戸数及び間取は、別表のとおりとする。

（対象事業所等）

第3条 就業等人材確保住宅を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項の適用事業の事業所（以下「雇用保険適用事業所」という。）で市内に住所又は所在地があるもの
- (2) 市外に住所がある雇用保険適用事業所で市内に新たな雇用保険適用事業所を1年以内に設置しようとするもの
- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体で市内で業務又は活動を行うもの
- (4) 前3号に規定するもののほか市長が特に利用の必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、就業等人材確保住宅を利用することができない。

- (1) 市税を滞納している。
- (2) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない。
- (3) 法律上の契約を締結する能力を有しない。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第15条第1項の破産手続の開始の決定を受け同法第255条の復権をし

ていない。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業、第5項の性風俗関連特殊営業又は第11項の接客業務受託営業を営むもの
- (6) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号の暴力団、同条第3号の暴力団員等又はそれらが実質的に所有又は経営し、若しくは事業に関係するもの
- (7) 前号に掲げるもののほか犯罪行為を目的として結成された組織など反社会的勢力、その構成員又はそれらが実質的に所有又は経営し、若しくは事業に関係するもの

（募集）

第4条 市長は、就業等人材確保住宅の利用を希望する事業所等を規則で定める方法により募集するものとする。

（利用の許可）

第5条 就業等人材確保住宅を利用しようとする事業所等は、あらかじめ利用の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、就業等人材確保住宅の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

3 第1項の利用の許可を受けた事業所等（以下「利用事業所等」という。）は、規則で定める方法により、賃貸借契約を締結しなければならない。

（優先利用事業所）

第6条 第3条第1項第1号又は第2号に掲げるもののうち別表第2に定めるものは、同表に定める優先順位の順に優先して前条第1項の許可を受けすることができる。ただし、現に利用できる住戸がない場合は、この限りでない。

(利用許可の制限)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就業等人材確保住宅の利用を許可しないものとする。

- (1) 利用しようとする事業所等が、偽りその他不正の手段により利用の申請をしたとき。
- (2) 利用しようとする事業所等又は入居しようとする者が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 利用しようとする事業所等又は入居しようとする者が、住戸及び附帯施設（以下「施設等」という。）を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他就業等人材確保住宅の管理に支障があるとき。

(入居者)

第 8 条 利用事業所等は、その雇用、任用又は勤務する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものを就業等人材確保住宅に入居させることができる。

- (1) 市外（相馬市、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村及び双葉郡浪江町を除く。）から通勤している。
- (2) 市内に住む家がない。
- (3) 前各号に規定するもののほか市長が特に必要があると認めるもの

2 利用事業所等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を入居させてはならない。

- (1) 国又は地方公共団体が発注する工事又は事業であって労働者宿舎の営繕に要する費用その他の宿舎費が当該工事請負費に含まれるものに従事する者（ただし、事務員及び現場代理人を除く。）
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 24 条第 3 項の 4 イの不法就労活動をする外国人
- (3) 暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団員等
- (4) 前号に掲げるもののほか犯罪行為を目的として結成された組織など反社会的勢力の構成員

3 第 1 項の規定により入居させることができる者の人数は、1 住戸につき 2 人までとする。

(入居者の届出)

第 9 条 利用事業所等は、前条第 1 項の規定により就業等人材確保住宅に入居させる者（以下「入居者」という。）が入居又は退去をするときは、規則で定める方法によりあらかじめ届け出なければならない。

(施設等の引渡)

第 10 条 市長は、第 5 条第 3 項の賃貸借契約を締結し、第 13 条第 2 項の規定による使用料の納入を確認した後、規則で定める方法により利用事業所等に施設等を引き渡すものとする。

(利用期間)

第 11 条 就業等人材確保住宅の利用を許可する期間（以下「利用期間」という。）は、1 年以内かつ当該許可を受けた年度の年度末までとする。

2 市長は、利用事業所等から前項の利用期間の延長の申請があるときは、利用期間の合計が 2 年を超えない範囲で延長することができる。

(中途終了)

第 12 条 利用事業所等は、就業等人材確保住宅の利用を利用期間の満了する日より前に終了しようとするときは、入居者の同意を得て、利用を終了しようとする日の 1 月前までに規則で定める方法により申し入れなければならない。

(使用料)

第 13 条 就業等人材確保住宅の使用料は、1 住戸につき月額 45,000 円とする。

2 利用事業所等は、市長が指定する日までに規則で定める方法により使用料を全額納入しなければならない。

3 利用事業所等が新たに就業等人材確保住宅を利用する場合又はその利用を終了した場合において、その月の利用期

間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算による。この場合において、当該使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 4 市長は、利用事業所等が就業等人材確保住宅の利用を利用期間の満了する日以前に終了したときは、規則で定める方法により使用料を精算し、その差額を返納するものとする。

(減免又は徴収猶予)

第14条 市長は、特別な事情があると認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。

- 2 前項の使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする事業所等は、規則で定める方法により申請をしなければならない。

(費用負担)

第15条 利用事業所等及び入居者は、就業等人材確保住宅の利用につき、第13条第1項の使用料と別に次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) その他市長が指定する費用

(管理義務等)

第16条 利用事業所等及び入居者は、就業等人材確保住宅の利用について必要な注意を払い、施設等を正常な状態において維持しなければならない。

- 2 利用事業所等及び入居者は、就業等人材確保住宅の増築、改築、改造若しくは模様替え又は敷地内における工作物の設置を行ってはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易な施設等の現状変更で市長の許可を受けたものについては、この限りでない。

- 3 利用事業所等及び入居者は、周辺環境を乱し、又は他に

迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(目的外利用等の禁止)

第 17 条 利用事業所等及び入居者は、就業等人材確保住宅を利用の許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消等)

第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就業等人材確保住宅の利用の許可の条件を変更し、利用を停止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用事業所等又は入居者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (2) 利用事業所等又は入居者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用事業所等が第 3 条第 1 項の利用することができる者でなくなったとき。
- (4) 第 3 条第 2 項各号又は第 7 条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当する理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により利用の許可の条件を変更し、利用を停止させ、又は利用の許可を取り消すときは、規則で定める方法により利用事業所等及び入居者に通知するものとする。

(明渡し)

第 19 条 利用事業所等は、就業等人材確保住宅の利用を終了したとき又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに入居者を退去させ、規則で定める方法により施設等を明け渡さなければならない。

(原状回復)

第 20 条 利用事業所等は、前条の規定により施設等を明け渡すときは、あらかじめ施設等を原状に回復しなければならない。

らない。

- 2 利用事業所等が前項の規定による義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を利用事業所等から徴収することができる。

(損害賠償)

第 2 1 条 利用事業所等は、利用事業所等又は入居者が故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、利用事業所等が第 1 9 条の規定による義務に違反して施設等を明け渡さないときは、それによって生じた使用料及び損害額を利用事業所等から徴収することができる。

(委任)

第 2 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 就業等人材確保住宅の利用の申請、利用の許可、契約の締結、使用料の徴収その他就業等人材確保住宅を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1 (第 2 条 関 係)

名称	位置	住戸数	間取
就業等人材確保住宅(三島町)	南相馬市原町区三島町二丁目33	14戸	1K
就業等人材確保住宅(東町)	南相馬市原町区東町二丁目86番3	10戸	1K

別表第 2 (第 6 条 関 係)

優先順位	事業所等の分類	優先して許可する上限数
1	日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項の統計基準として定められたものをいう。)に定める大分類のうち医療、福祉に分類され、市内で主たる事業を行うもの	8
2	市内の原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づく警戒区域が解除された区域で主たる事業を行うもの	4
3	平成23年3月11日以降に南相馬市企業立地促進条例(平成18年条例第255号)第3条の奨励措置の対象となる事業者になったもの	4